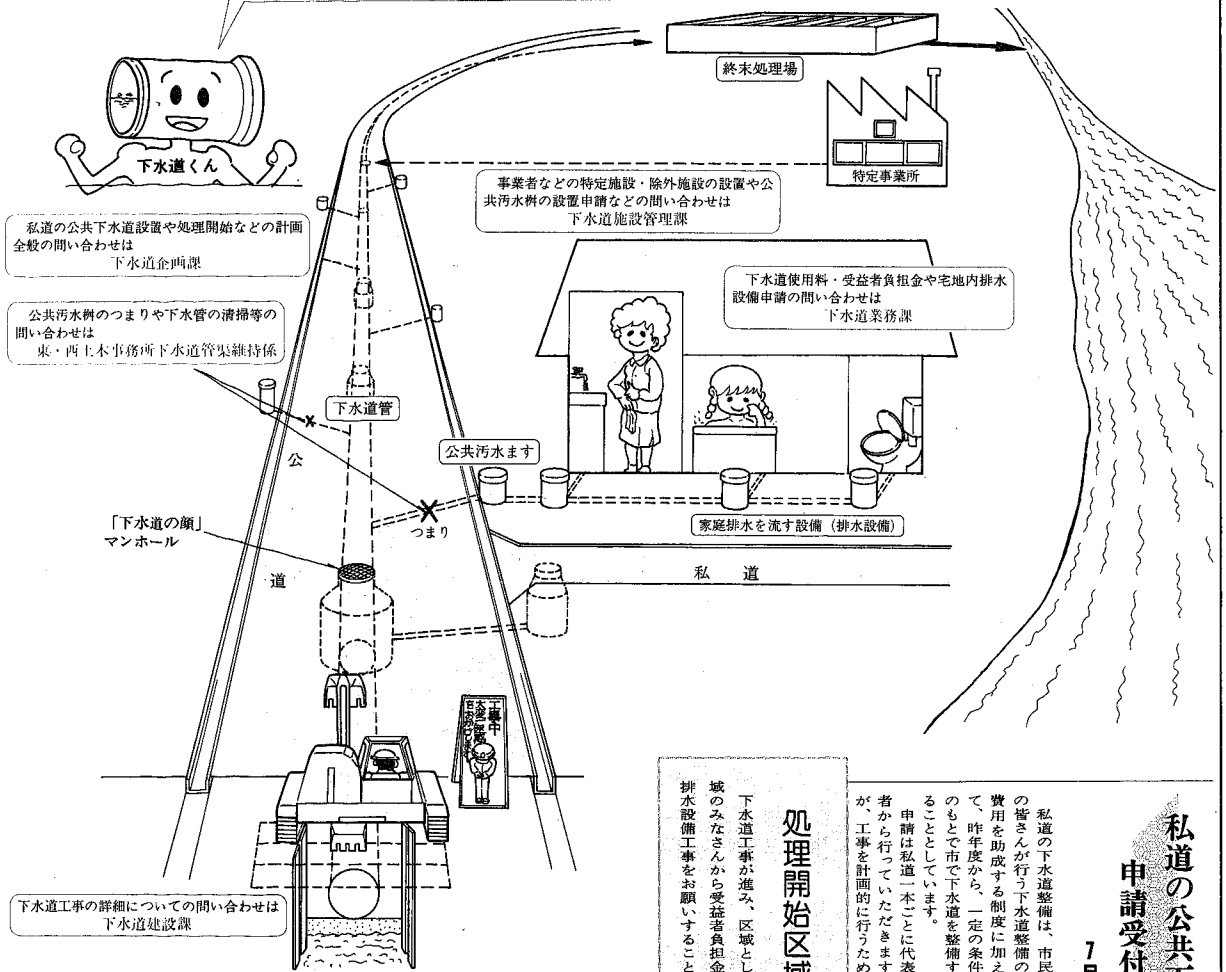


下水道の問い合わせはこちらです

4月から窓口が一部変わりました



私道の公共下水道整備 申請受付を開始

7月31日まで

私道の下水道整備は、市民にも、町内会などで下水道未
の皆さんが行う下水道整備の整備の私道の申請の取りま
費用を助成する制度に加え、めなどのご協力をお願いします
も、昨年度から、一定の条件
のもとで市で下水道を整備す
ることとしています。
申請は私道一本ごとに代表
程度かかります。
なお、お急ぎの場合は排水
設備助成制度による整備の方
が、工事を計画的に行うため

処理開始区域になると

下水道工事が進み、区域として整備されますと、その区
域のみならずから受益者負担金や下水道使用料、水洗化・
排水設備工事をお願いすることになります。

受益者負担金制度

公共下水道は不特定多数の
人が利用できる道路や公園な
どとは異なり、利用できる人
は整備された区域の人たちに
限られます。この限られた人
だけが利用できる公共下水道
の建設費のすべてを公費だけ
でまかなうことは、利用でき
ない人にも費用の負担をさせ
ることになり、負担の公平が
はかれません。
そこで、公共下水道の整備
によって利益を受ける人(受
益者)に建設費の一部を負担
していただき、下水道事業を
さらに推進しようというのが
この制度の目的です。
受益者負担金を納める人
公共下水道の整備区域とし
て告示された区域(賦課対象
区域)内の土地所有者です。
ただし、その土地に借地入
りがある人は、下水道使用料
の支払いに権利を有す

下水道使用料

下水道で処理される汚水、
雨水と生活排水などによる汚
水に分けられますが、雨水量
などは自然現象によるものです
から、その処理に要する費用
は下水道使用料には含まれて
いません。下水道使用料は生
活排水などの汚水に要する費
用だけを対象に算定されてい
ます。
また、下水道使用料は、①
道施設の建設には膨大な費用
が投入されており、また、下
水管の清掃やポンプ場、処理
場の電気料、薬品などの維持
管理にも多額の費用がかかり
ます。これらの費用を下水道
使用料に含め、公平に負担し
たいこととなります。

法もありますのでご検討くだ
さい。
対象となる私道
次の①②の条件をすべて
満たす私道
①既に処理開始済の区域およ
び本年度に処理開始となる区
域内の私道
②建築基準法上の道路(いわ
ゆる宅内道路は対象となり
ません)、原則として道幅
が一・八メートル以上である
こと
③所有者の異なる利用家屋が
二戸以上あること
④建て替え予定など特別の事
情がある場合を除き、金庫が
連やかに水洗化(便所だけで
なく台所、風呂なども含めた
排水設備を設ける)をするこ
と

水洗化 排水設備工事

公共下水道が有設され処理
開始の告示があります。す
まやかに排水設備工事を行
うべきです。

助成金と貸付金制度

今年度から
融資限度額引き上げ
くみとり便所または浄化槽
を撤去し、水洗便所に改修工
事を共同で排水設備工事
を共同で排水設備工事
を共同で排水設備工事
を共同で排水設備工事

制度名	対象	内容	条件
貸付金(排水設備設置費)	下水道利用可能区域(水洗化)工事を行う場合	・限度額60万円以内 ・大規模(浄化槽1槽増設)と20万円以内 ・利率年3.0% ・返済期間60カ月以内	・負担金、使用料の滞納がないこと
共同管(排水設備助成工事)	下水道利用可能3戸以上で、施行する戸数が5戸以上、共同管を設置する場合	・市基準工事費の5分の4を助成 ・(買家など一部は3分の2) ※私道公共下水道管設置の紙面をお読みください	・法人所有の戸数は、戸数助成の対象外で、金庫に金す
水洗便所改修助成	下水道利用可能区域内で、より早く水洗便所(生ずる)に改修する場合	・汲み取り口1カ所に付き1万円	・負担金、使用料の滞納がないこと